

# 工事書類スリム化ガイド

## 営繕工事編

令和8年4月

香川県総務部営繕課

# はじめに

- 香川県では以前より工事書類の簡素化に取り組んでいるが、現場からは「**工事書類の作成に時間を要している**」との声が多数寄せられていた。そこで、これまでに関係団体との協議を重ね、工事書類の見直しを実施してきた。本ガイドは主要な見直し・整理を行った内容をまとめたものである。

## 見直しポイント

- ・ムダな作業の洗い出し（効果が少ないものは省略）
- ・電子化推進による効率化
- ・ペーパーレス竣工検査に向けた取り組み

本ガイドは令和8年4月以降に発注する営繕工事を対象とするが、契約済み工事についても受発注者協議のうえで、適用可とする。

今後もスリム化については検討していくが、工事書類作成にあたっての基本は、**受発注者間での十分なコミュニケーション**であることに留意すること。

# 目次

---

- 01 工程表
- 02 コリンス
- 03 材料事前承諾
- 04 下請け関係書類
- 05 履行報告
- 06 廃棄物の運搬・搬出状況写真
- 07 工事日報
- 08 竣工検査

# 01 工程表

## 工事工程表は廃止

- **これまで契約（当初・変更）時に提出していた工事工程表は廃止**
- **工事实態に即した計画工程表（実工程表）のみ提出**

## 計画工程表の提出について

- **計画工程表（実工程表）は現地調査後に提出**
- **当初工程から修正・変更がある場合には、修正工程表の作成が必要**
- **工期変更を伴わない変更契約の際は、計画工程表（実工程表）提出の必要なし**

## 02 コリンズ

### 登録は書類不要

- **登録内容確認システムの利用により、登録内容確認にあたっての書類提出は不要**

### 変更登録など

- **変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に実施**
- **県監督員の変更だけでの変更登録は不要（次回以降の登録で対応）**
- **変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録は省略**
- **竣工登録は、竣工検査後に実施**

特記仕様書（共通編） 6受注者の責務（17）コリンズ(CORINS)への登録 にて、「工事の完成時にコリンズへ登録すること」としているが、この「完成時」は、竣工検査に合格した時とする。（完成日＝竣工検査に合格した日）

※工事請負契約約款 第32条 第2項 での「工事を完成したとき」とは異なる。

# 03 下請け関係書類

## 提出必要な書類・不要な書類

### 下請け関係書類の提出内容

副本の提出が必要なものは、下請通知書とその添付書類のみ(下請け変更通知書も同様)

正	:数	副	:数
①:下請通知書	:1部	①:下請通知書	:1部
工事内容を明示した図面	:全下請業者数	工事内容を明示した図面	:全下請業者数
県外理由書(本店が県外の場合)		県外理由書(本店が県外の場合)	
②-1:施工体制台帳一式の写し	:1部	不要	
香川県との契約書の写し	:1部		
元請技術者の雇用・資格証明書	:1部		
施工体制台帳の鏡の写し	:一次下請業者数		
・下請契約書の写し			
再下請負通知書の鏡の写し	:二次以降再下請業者数		
・下請契約書の写し			
②-2:作業員名簿の写し	:全下請業者数	不要	
③:施工体系図の写し	:1部	不要	

- 作業員名簿に各作業員の「資格、免許等の写し」添付は不要
- 施工体制台帳については「検査時に確認される書類」であり、竣工図書として提出不要  
竣工検査の際は、元請け業者の現場備え付けのものを提示し、検査員の確認を受ける

# 04 材料事前承諾

## 汎用品は省略

- **県が事前承諾した汎用品材料については、材料承認を省略**  
【事前承諾の対象】  
生コン、コンクリート二次製品、アスファルト合材の一部汎用品で、一覧表を県(技術企画課)HPに掲載
- **現場の品質管理を省略するものではないことに注意**
- **事前承諾材料を使用する場合、施工計画書等において「材料名称」および「事前承諾を受けた材料である旨の記載」、「材料規格」、「生産工場もしくは購入先」の記載を確認**

例) 施工計画書 使用材料の項目

材料名称	数量	材料規格	生産工場または購入先	備考
生コンクリート	〇〇m <sup>3</sup>	24-12-40BB	××生コン	事前承諾材料
自由勾配側溝(縦断用)	〇〇m	300×300×2000	△△商事	事前承諾材料 JISマーク表示あり

## 05 履行報告

### 現地施工前は必要なし

- ・ 準備工の段階では、提出必要なし

## 06 廃棄物の運搬・搬出状況写真

### 確認はマニフェストで

- ・ 廃棄物の運搬・搬出の状況写真は不要（過積載防止活動実施確認記録は必要）

## 07 工事日報

### 作業のない週は必要なし

- ・ 工期開始と竣工日及び実作業のある週のみ作成
  - ・ 現場で実作業がない週は作成の必要なし（書類作成や片付けなどは作成の必要なし）
  - ・ 事前調査や現場事務所設置は記載すること

# 08 竣工検査

## 電子データでの受験

- **下記の体制が整う場合には、電子データでの受験を推奨**
  - ・ 検査当日(下検査を含む)に、受注者側で検査用パソコンを準備できること。
  - ・ 現場代理人など受検者が、検査員の指示に応じて、検査対象の書類を円滑に画面上に表示できること。  
(事前にフォルダ構成、ファイル名称等を整理する必要がある。)
  - ・ 特に工事写真については、枚数が多いので、時系列や工種別など、検査方法に応じた整理となるよう、工事監督員が助言すること。(要点を抑えた写真とするとともに、枚数を極力抑えて整理する。)
- **電子データでの受検の対象とする図書**
  - ・ 工事写真などの整理や印刷の負担が大きい図書や、それ以外にも円滑な受検に支障がない図書は全て対象とする
  - ・ 竣工図書の一部のみを電子データで受検することも可能

※従来の紙媒体での受験を拒むものではありません。